

令和4年度 量水標設置業務委託 仕様書

第1条（業務目的）

本業務は、市内の浸水状況を早期かつ的確に把握するため、市内の支柱に量水標を設置し、迅速な被災者支援や避難行動に役立てることを目的として行うものである。

第2条（業務履行場所）

久留米市が指定する市内67地点

第3条（業務履行期間）

業務履行期間は、契約締結日から令和5年2月28日（火）までとする。

第4条（業務内容）

- （1）量水標看板及び量水標シートの作成
- （2）上記を久留米市が指定する場所に貼付及び設置

第5条（設置物）

量水標看板及びシートの規格、資材数量は以下のとおりとする。なお、デザイン等は別表のとおりとする。

品名／規格	数量	単位	備考
量水標看板型 バンド取付タイプ (アルミ0.5ヘミング加工+封入レンズシート貼付)			
封入レンズシート印刷 AL0.5t×H1120×W120 樹脂製バンド (4個/枚)	27	枚	
量水標シート型 ステッカータイプ			
封入レンズシート印刷 H1120×W97	40	枚	
	67	枚	

第6条（設置位置及び管理表示名）

本業務における量水標の設置位置及び設置位置毎の管理表示名は次のとおりとする。なお、資材数量は予定数量であって、増減することがある。

- （1）設置位置については、別紙1「設置位置平面図一覧」
- （2）設置位置毎の管理表示名については、別紙2「設置位置と管理表示名との相関表」

第7条（設置方法）

（1）量水標看板については、街灯、標識及び電柱へ樹脂製バンドで固定するものとする。

（2）量水標シートにおいては、カーブミラーへ貼付するものとする。

なお、電柱へ設置する際には、附属の反射板を遮蔽しないよう事前に看板の長さを調整し設置すること。また、設置向きについては、監督職員の指示に従うこととする。

第8条（業務における留意点）

（1）業務の履行にあたっては、安全に注意し現場管理を行わなければならない。

（2）量水標看板の設置及び量水標シートの貼付にあたっては、位置・既存支柱の構造等について現地調査を行い、監督職員と協議して施工するものとする。

（3）請負者は、監督職員へ着手時、業務着手届を提出し、承認を得なければならない。

（4）委託施工中は他の既設構造物に損傷を生じないように努め、もし損害が生じた場合は請負者において賠償の責任を負うものとする。

（5）請負者は、施工完了次第、施工箇所を速やかに整理し、交通等に支障の無いようにすること。

（6）請負者は監督職員より材料の取替え、不良部品の改造、その他手直しを命ぜられた場合は直ちにこれを行うものとする。

（7）請負者は、業務の記録となる写真を、着手前・完了後に区分し、特段の事情を除き、同一方向・同一箇所において撮影することとする。なお、業務完了後、業務完了報告書と併せて提出し、承認を得なければならない。

（8）仕様書に明記されていない事項についても、業務上、必要と思われる事柄については、監督職員の指示に従い、請負者の負担により処置しなければならない。

（9）関係機関への占用申請等の手続きについては、久留米市で行うが請負者は可能な限り協力するものとする。

第9条（暴力団排除に関する事項）

請負者は、当該委託の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

（2）暴力団等から不当要求による被害又は委託妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。

（3）排除対策を講じたにもかかわらず、委託に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

(別表)

